

第 4 次 匝 瑳 市 行 政 改 革 大 綱

(案)



匝 瑳 市

目次

はじめに	1
第1部 総論	3
第1章 行政改革大綱策定の必要性とこれまでの行政改革の取組	5
1 行政改革大綱策定の必要性	5
2 これまでの行政改革の取組	6
第2章 人口の将来展望と財政状況等	8
1 人口の将来展望	8
2 財政状況	9
(1) 歳入	9
(2) 歳出	11
3 財政推計	12
第3章 第4次行政改革大綱の目的等	15
1 第4次行政改革大綱の目的	15
2 第4次行政改革大綱の推進体制	17
3 第4次行政改革大綱の計画期間	18
4 第4次行政改革大綱の見直し等	18
第2部 各論	19
第1章 第4次行政改革大綱の推進項目	21
I 持続可能な財政基盤の確立	22
II 市の役割の再構築	25
III 組織機構等の見直し	27
IV 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進	29
第2章 実施計画	32
改革項目一覧表	32
個別実施計画	38
I 持続可能な財政基盤の確立	38
II 市の役割の再構築	47
III 組織機構等の見直し	50
IV 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進	52

はじめに

匝瑳市では、これまで、匝瑳市行政改革大綱（平成18年度～平成22年度）、匝瑳市行政改革大綱（平成23年度版）、第2次匝瑳市行政改革大綱（平成24年度～平成27年度）、第3次匝瑳市行政改革大綱（平成28年度～平成31年度）を策定し、これらの行政改革大綱に基づいた行政運営を推進してきました。

行政改革大綱では、「新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換」を目的として掲げ、行政と民間の役割を明確化した上で、市税等の歳入の確保に努めるとともに、徹底した歳出の削減に取り組んできました。

行政改革大綱の推進項目では、持続可能な財政基盤の強化、協働・民間委託等の市の役割の再構築、組織機構の見直し、定員管理・給与の適正化及び人材育成の推進等といった項目を柱に置き、一定の成果を上げてきました。

しかしながら、今後、合併算定替^(注1)の終了に伴う地方交付税の縮減等による歳入の減少や公債費等の歳出増加への対応等、行財政運営において取り組むべき課題は引き続き残されています。

このため、地方分権の進展により培った自立性・主体性に加え、これまで以上に先を見据えた行財政運営を行い、市民満足度の高いまちづくりを進めることが求められます。

しかしながら、人材、資産、資金等の行政の経営資源は限られていることから、効率的な行財政運営を行い、新たな行政課題へ柔軟に対応し、質の向上を目指しながら市民サービスを提供し続けなければなりません。

これらのことから、ここに、第4次匝瑳市行政改革大綱を策定し、今後においても引き続き行政改革を推進するものです。

（注1）合併算定替

合併による不利益を被ることのないようにする国の地方交付税算定上の財政支援制度。

合併後10年間は合併前の市町村ごとに算定した普通交付税の総額が配分され、その後5年間は段階的縮減期間とされている。

第1部 総論

第 1 章 行政改革大綱策定の必要性和これまでの行政改革の取組

1 行政改革大綱策定の必要性

将来にわたって持続可能な行政運営を実現していくためには、歳入に見合った歳出構造とする財政運営を基本として、人口減少対策、少子高齢化対策等の行政課題に対して、限りある行政の経営資源を最適に配分していく必要があります。

歳入では、地方交付税の合併算定替が平成 28 年度から段階的に縮減されており、令和 2 年度をもって終了すること等から、今後も、地方交付税の縮減や少子高齢化による生産年齢人口の減少等による市税の減収等により、減少が見込まれます。

一方、歳出では、臨時財政対策債^(注2)や合併特例債^(注3)等に伴う公債費の増、福祉サービス等の需要増に伴う扶助費の増、会計年度任用職員制度の導入に伴う人件費の増等により、増加が予想され、現在の行政運営のまま推移した場合には、財源不足の拡大が懸念されます。

また、社会情勢の変化に伴い、今後も行政需要の増大が見込まれ、業務量が増大していくことが想定されます。

行政サービスの質の低下を招かないためには、職員や組織の質を高め、生産性の高い業務体制を構築し、住民福祉の向上につなげるとともに、これまで以上に市民、事業者等との協働をより一層推進していく必要があります。

このため、将来的な財源不足への対応、職員の能力向上、事務の効率化等の観点から、限られた本市の経営資源を最大限に活用していくためには、新たな行政改革大綱を策定し、今後も行政改革を継続して推進していく必要があります。

(注 2) 臨時財政対策債

地方全体の財源不足の補填措置として設けられた特例地方債（赤字地方債）のことで、その元利償還金相当額の全額が後年度に交付税措置される。

(注 3) 合併特例債

合併した市町村が新しいまちづくりのため、新市建設計画に基づき実施する事業のうち、特に必要と認められる事業に対する財源として、借り入れることができる地方債で、元利償還金の 70%が普通交付税によって措置される。

2 これまでの行政改革の取組

匝瑳市では、合併直後の平成18年度に匝瑳市行政改革大綱（第1次行政改革大綱）を策定し、これまでの間、継続的に効率的かつ効果的な行政運営の確立に向けて様々な行政改革を行ってきました。

その取組は、職員の適正な定員管理、民間委託等の推進、給与の適正化等の改革をはじめ、ふるさと納税の推進、未利用市有地の売却、広報そうさ等への広告掲載、市民提案型事業の実施等、多岐にわたっています。

なお、これまで行ってきた行政改革の主な取組は次のとおりです。

【これまでの行政改革の主な取組】

第1次行政改革大綱（推進期間 平成18年度～22年度）	効果額1,963百万円
<ul style="list-style-type: none">◆ 職員数の削減 52人削減（390人（平成18年4月1日）→338人（平成22年4月1日））◆ 組織機構の見直し 野栄総合支所の室の統合→廃止◆ 事務事業の見直し<ul style="list-style-type: none">○ その年度に見込まれる予算枠をあらかじめ各課に配分し、その範囲内で予算編成する「枠配分方式」の導入による事務事業の見直し○ 投票区の統合（19投票区→15投票区）◆ 民間委託等の推進<ul style="list-style-type: none">○ 指定管理者制度の導入 コミュニティセンター（9施設）、ふれあいパーク八日市場 等○ 民営化 養護老人ホームを社会福祉法人へ譲渡・民営化○ 業務委託 市バスの運転業務を全面委託 等◆ 給与の適正化<ul style="list-style-type: none">○ 市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減○ 管理職手当の10%削減、特殊勤務手当の11手当を廃止、6手当の減額 等◆ 歳入の強化<ul style="list-style-type: none">○ 未利用市有地の売却○ 広報そうさ等に有料広告を掲載	

匠瑳市行政改革大綱（平成23年度版）（推進期間 平成23年度）	効果額453百万円
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職員数の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○ 7人削減（338人（平成22年4月1日）→331人（平成23年4月1日）） ◆ 組織機構の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 企画課にまちづくり戦略室の設置 ◆ 事務事業の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 市税納期前納付奨励事業の廃止 ○ 納税貯蓄組合交付金等の補助金の削減 ◆ 給与の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減 ○ 管理職手当の5%削減 ◆ 歳入の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 未利用市有地の売却 ○ 広報そうさ等に有料広告を掲載 ◆ 第3セクター等の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 匠瑳市土地開発公社の解散 	
第2次行政改革大綱（推進期間 平成24年度～27年度）	効果額651百万円
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職員数の削減 <ul style="list-style-type: none"> ○ 29人削減（331人（平成23年4月1日）→302人（平成27年4月1日）） ◆ 組織機構の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食センターの統合 ◆ 給与の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減 ○ 管理職手当の5%削減 ◆ 歳入の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市税等のコンビニ収納の導入 ○ 広報そうさ等に有料広告を掲載 ◆ 協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 匠瑳市市民協働指針の策定 	
第3次行政改革大綱（推進期間 平成28年度～31年度）	効果額498百万円
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 給与の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長、副市長、教育長の給料月額、期末手当の削減 ○ 管理職手当の5%削減 ◆ 歳入の強化 <ul style="list-style-type: none"> ○ ふるさと納税の推進 ○ 広報そうさ等に有料広告を掲載 ◆ 協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○ 市民提案型事業の実施 	(※効果額は平成30年度まで)

第2章 人口の将来展望と財政状況等

1 人口の将来展望

平成27年国勢調査において、本市の人口は37,261人となっています。

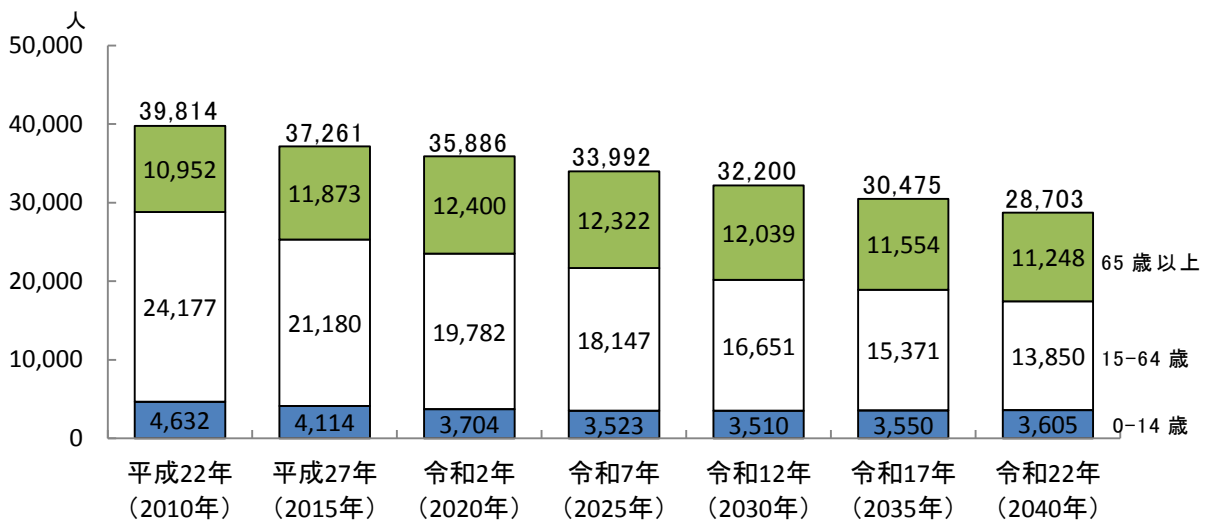
「匠瑛市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「匠瑛市人口ビジョン（平成28年3月策定）」の独自推計では、総合計画の目標年次となる令和13年の直近の令和12年には32,200人と見込まれています。

令和12年の年齢3区分別人口では、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は減少し、老年人口（65歳以上）は増加し、令和12年の高齢化率は37%程度になることが想定されています。

人口の将来展望

単位：人

	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)
	国勢調査		匠瑛市人口ビジョン				
総人口	39,814	37,261	35,886	33,992	32,200	30,475	28,703
0-14歳	4,632	4,114	3,704	3,523	3,510	3,550	3,605
15-64歳	24,177	21,180	19,782	18,147	16,651	15,371	13,850
65歳以上	10,952	11,873	12,400	12,322	12,039	11,554	11,248
年齢不詳	53	94					



注）平成22年(2010年)の総人口には年齢不詳53人、平成27年(2015年)の総人口には年齢不詳94人を含む。

（資料 第2次匠瑛市総合計画基本構想）

2 財政状況

(1) 歳入

①市税及び地方交付税の状況

歳入の大きな割合を占める市税と地方交付税のうち、市税は、固定資産税・市民税の増加により平成28年度から増加傾向にあり39億円台となっています。

地方交付税は、国の地方交付税算定上の財政支援制度である合併算定替による増加額が平成28年度から段階的に縮減されていることから減少傾向にあります。

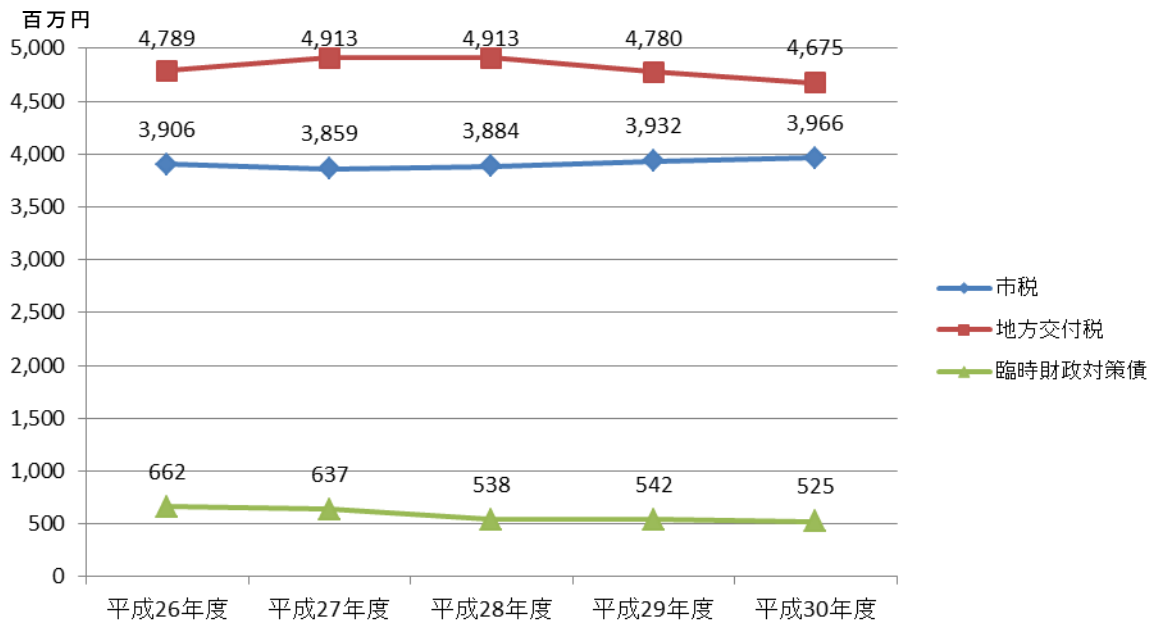
また、臨時財政対策債についても平成23年度から引き続き減少傾向にあります。

市税、地方交付税、臨時財政対策債の推移

単位: 百万円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
市税	3,906	3,859	3,884	3,932	3,966
地方交付税	4,789	4,913	4,913	4,780	4,675
臨時財政対策債	662	637	538	542	525
合計	9,357	9,409	9,335	9,254	9,166

(資料 地方財政状況調査)



②基金の状況

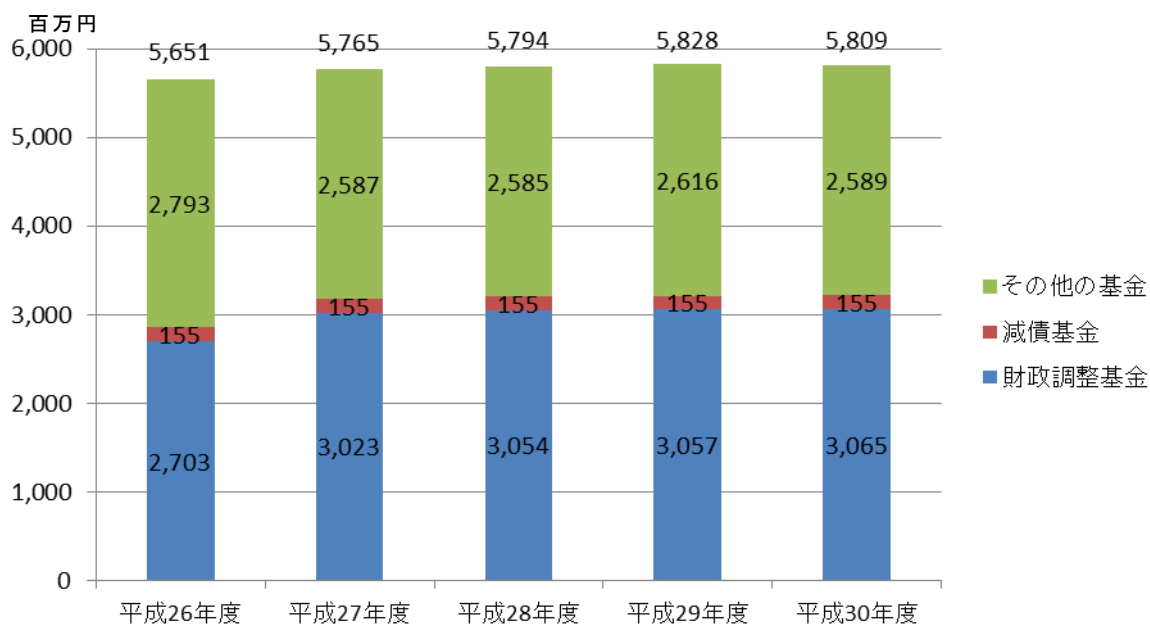
一般家庭の預貯金に相当する財政調整基金^(注4)は、平成26年度に27億3百万円でしたが、平成27年度に30億円台となり、以降、平成30年度まで30億円台を維持しています。また、特定の目的のための基金である減債基金^(注5)は、平成26年度以降平成30年度まで1億5千5百万円で推移しており、その他の基金も平成27年度以降ほぼ横ばいで推移しています。

基金の年度末現在高の推移

単位：百万円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
財政調整基金	2,703	3,023	3,054	3,057	3,065
減債基金	155	155	155	155	155
その他の基金	2,793	2,587	2,585	2,616	2,589
合計	5,651	5,765	5,794	5,828	5,809

(資料 地方財政状況調査)



(注4) 財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整する目的で積み立てられる積立金。財源が不足する場合に当該不足額を埋めるため等の場合に限り、取り崩すことができる。

(注5) 減債基金

公債を漸次償還する目的で積み立てられる基金。

(2) 歳出

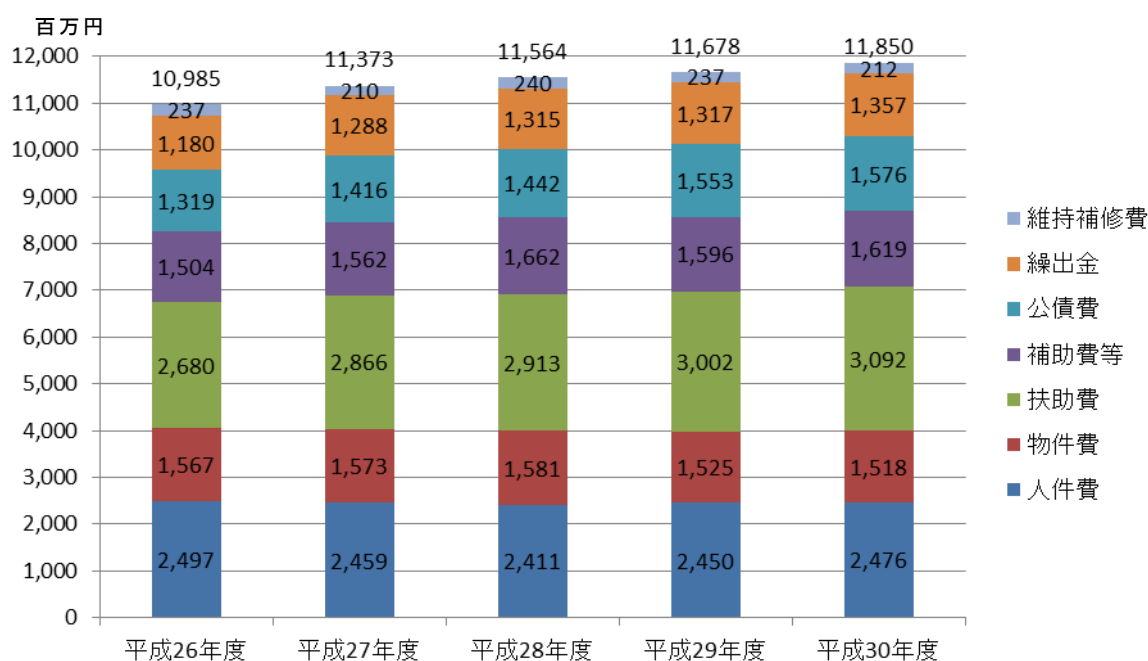
歳出面では、人件費及び物件費はほぼ横ばいで推移していますが、扶助費、公債費及び繰出金の増加等により、経常的経費^(注6)が増加傾向にあります。なお、繰出金については、平成21年度から平成29年度まで国民健康保険特別会計財政健全化のための特別繰出を行ったことによる増加となっております。

経常的経費の推移

単位：百万円

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人件費	2,497	2,459	2,411	2,450	2,476
物件費	1,567	1,573	1,581	1,525	1,518
扶助費	2,680	2,866	2,913	3,002	3,092
補助費等	1,504	1,562	1,662	1,596	1,619
公債費	1,319	1,416	1,442	1,553	1,576
繰出金	1,180	1,288	1,315	1,317	1,357
維持補修費	237	210	240	237	212
合計	10,985	11,373	11,564	11,678	11,850

(資料 地方財政状況調査)



(注6) 経常的経費

毎年、継続して固定的に支出される経費で、人件費、扶助費、公債費、物件費、補助費等及び維持補修費等が経常的経費となる。

3 財政推計

財政推計の表の挿入

(調整中)

財政推計のグラフの挿入

(調整中)

財政推計の条件

【歳入】

区 分	条 件
市 税	令和元年度決算見込額を基本に、令和2年度以後は生産年齢人口推計を勘案して算出する。
分担金及び負担金	令和元年度決算見込額を基本に、令和2年度以後は総人口推計に基づき算出する。
繰入金	ふるさと振興基金繰入金はふるさと納税寄附金見込額を基に算出する。
繰越金	決算剰余金の2分の1を下らない金額を財政調整基金に積立て、残額を翌年度の繰越金とする。
自主財源その他	使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入を計上する。使用料及び手数料、諸収入は令和元年度決算見込額を基本に、令和2年度以後は総人口推計に基づき算出する。財産収入及び寄附金は令和元年度決算見込額と同額で算出する。
地方交付税	普通交付税は令和元年度算定基準を基本に、令和2年度以後は令和2年国勢調査人口の見込人数、合併特例債や臨時財政対策債の公債費算入等を勘案して算出する。
国県支出金	ここ数年の性質別歳出決算額に対する割合を基に、令和2年度以後の性質別歳出の推計に当てはめて算出する。
市 債	主要個別事業計画や普通建設事業の見込みを基に、その事業財源として見込まれる起債額を算出する。
依存財源その他	各種地方譲与税、地方交付金を計上する。原則として令和元年度決算見込額を基本に、令和2年度以後は総人口推計に基づき算出する。ただし、地方消費税交付金は令和2年度以後地方消費税増税の影響を勘案し、また、自動車取得税交付金は同年度以後廃止を見込む。

【歳出】

区 分	条 件
人 件 費	一般職及び特別職職員の人件費は令和元年度決算見込額を基本とし見込む。令和2年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、臨時職員、嘱託職員等の状況により算出する。
扶 助 費	令和元年度決算見込額を基本に、令和2年度以後は総人口推計、年少人口推計、65歳以上人口推計に基づき算出する。
公 債 費	過去に借り入れた市債の元利償還額に、令和2以後の借入見込額に伴う元利償還金額を加算して推計する。
物 件 費	過去10年間の最高額、最少額を除く平均で算出する。また、併せて地方消費税の増税を見込む。
補 助 費 等	一部事務組合への負担金は令和元年度当初予算額を基本とし、令和2年度以後同額で算出する。その他の補助金や負担金等はここ数年の動向を基に令和2年度見込額と同額で算出する。
繰 出 金	令和元年度決算見込額を基本に、令和2年度以後は総人口推計、65歳以上人口推計に基づき算出する。
投資的経費	ここ数年の普通建設事業の動向や主要個別事業計画を基本に算出する。
そ の 他	維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金を計上する。 維持補修費、積立金、貸付金は令和元年度決算見込額を基本に、令和2年度以後同額で算出する。投資及び出資金は病院事業会計への出資金を勘案し算出する。

第3章 第4次行政改革大綱の目的等

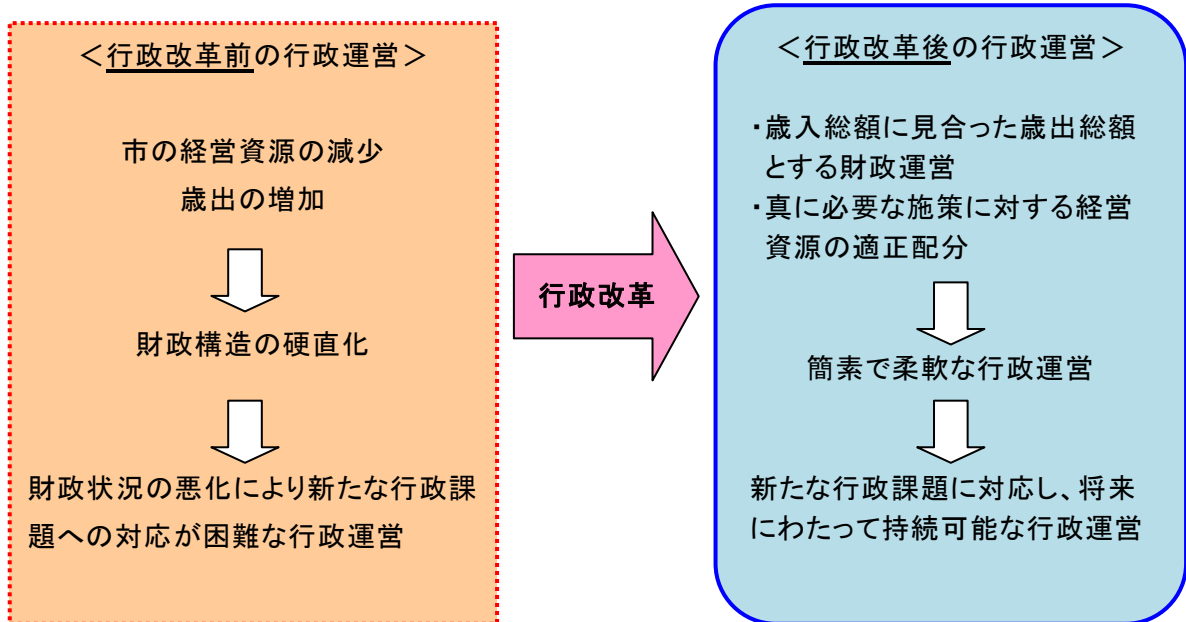
1 第4次行政改革大綱の目的

新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換

人口減少及び少子高齢化が進行し、地方財政が依然として厳しい状況にある中で、地方公共団体では、社会保障、子育て支援、教育、社会資本整備等、多様化し増大する市民ニーズに的確に対応することが求められています。

今後、地方公共団体における経営資源の制約は厳しさを増し、少子高齢化に伴う行政需要は確実に増加することが見込まれ、第2次匝瑳市総合計画基本構想の基本目標においては、「持続可能な開発目標（SDGs）」の基本理念を踏まえ、すべての人々が輝く、市民が主役のまちづくりに取り組んでいくとしていることから、第4次行政改革大綱の下、より質の高い行政サービスを効果的に提供するため、一層の取組を進める必要があります。

このため、第4次行政改革大綱においては、これまでの行政改革大綱の目的である「新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換」を継承し、その実現を図っていくものとします。



2 第4次行政改革大綱の推進体制

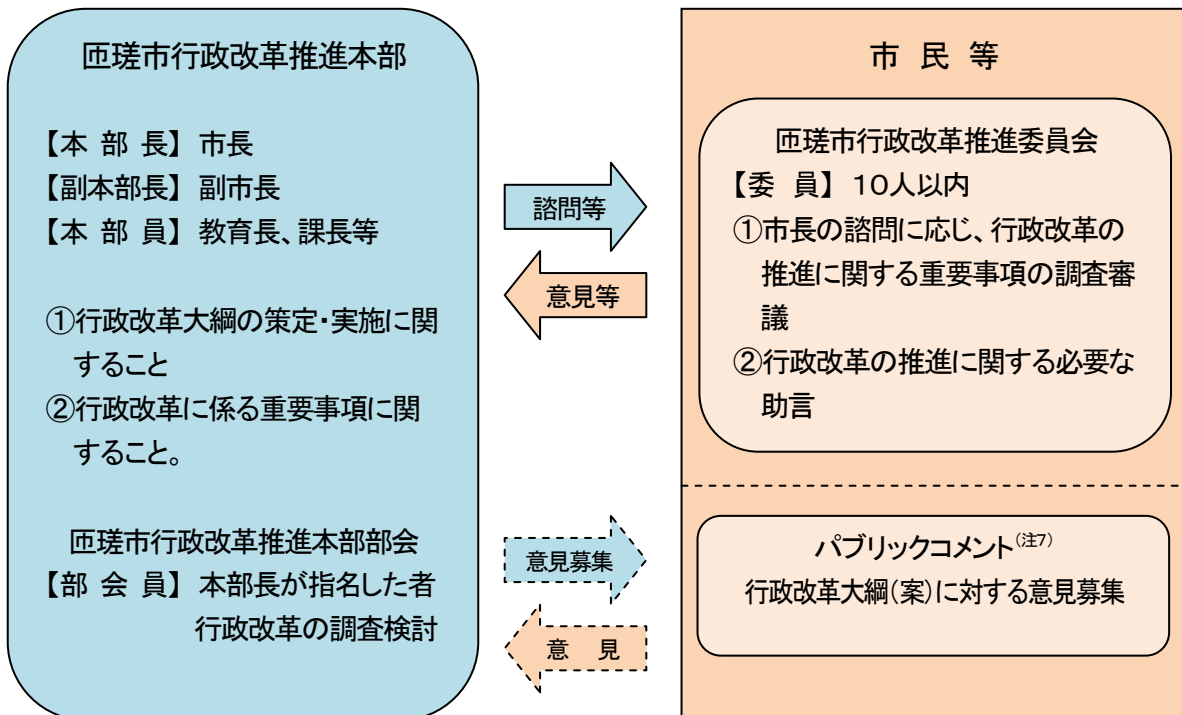
(1) 匝瑳市行政改革推進本部

市長を本部長とする匝瑳市行政改革推進本部において第4次行政改革大綱を策定するとともに、行政改革を推進します。

(2) 匝瑳市行政改革推進委員会

行政改革に市民等の意見を反映させるため、匝瑳市行政改革推進委員会を設置します。

匝瑳市行政改革推進委員会は、市長の諮問等に応じて、行政改革大綱の審議等の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するとともに、行政改革の推進について市長に対し必要な助言を行うこととします。



(注7) パブリックコメント

施策、条例等を決定するに当たり、その原案を広く一般に公開し、その結果得られた意見を踏まえて意思決定する制度

3 第4次行政改革大綱の計画期間

第4次行政改革大綱は、本市が目指すべき将来都市像及びそれを実現するための施策の大綱を明らかにした第2次匝瑳市総合計画との整合を図り、行政改革を推進していくこととします。

このため、第4次行政改革大綱の計画期間については、第2次匝瑳市総合計画前期基本計画と同一の令和2年度から令和5年度までの4年間とします。

令和2年度～13年度(2020年度～2031年度)		
基本構想(12年間)		
令和2年度～5年度 (2020年度～2023年度)	令和6年度～9年度 (2024年度～2027年度)	令和10年度～13年度 (2028年度～2031年度)
前期(4年間)	中期(4年間)	後期(4年間)
令和2年度～5年度 (2020年度～2023年度)		
第4次行政改革大綱(4年間)		

4 第4次行政改革大綱の見直し等

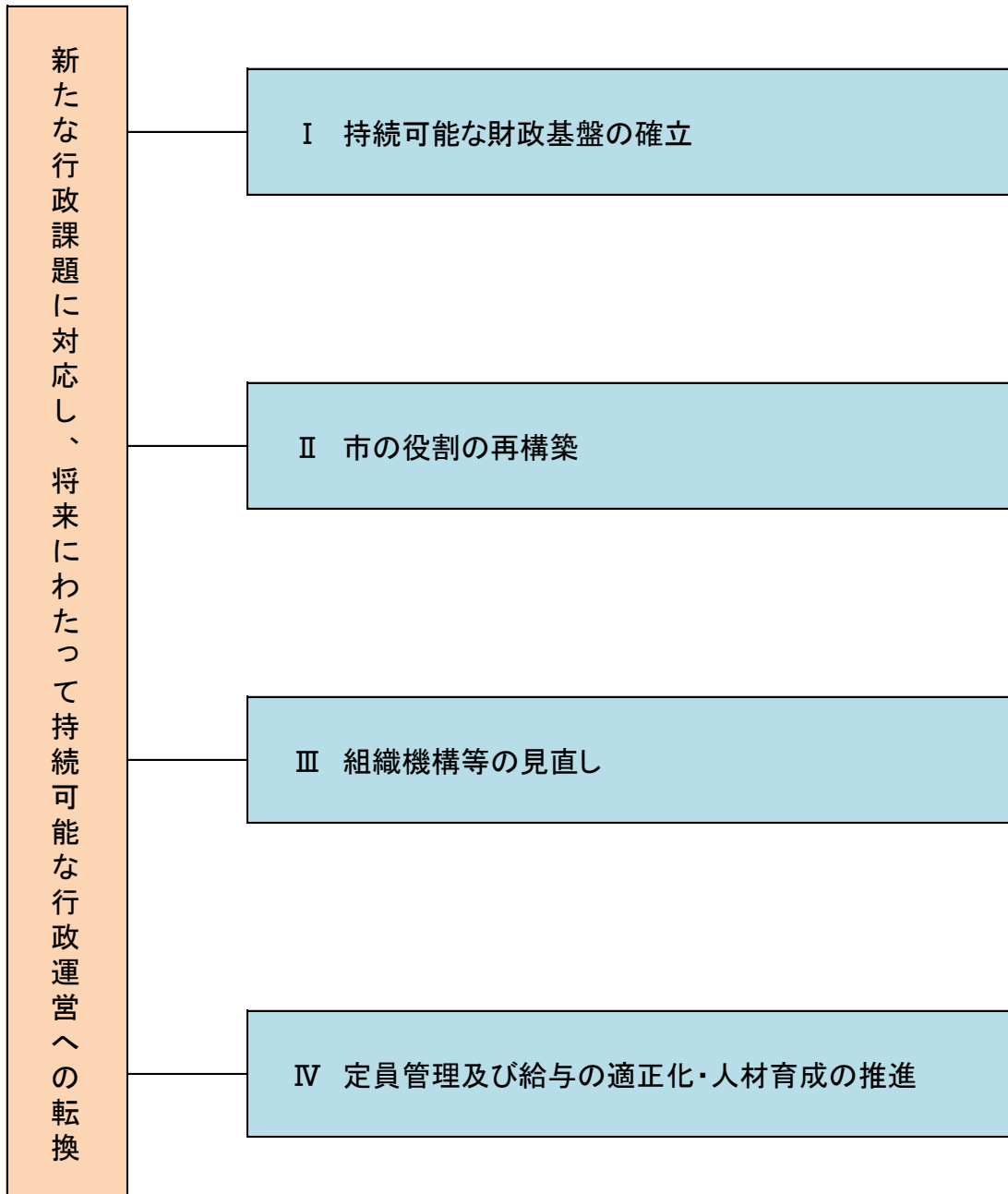
今後、国及び県における各種制度改正や社会情勢の変化等に伴い、第4次行政改革大綱の策定後においても見直しが必要となる場合は、パブリックコメントの実施等により、市民等の意見を聴取するものとします。

また、第4次行政改革大綱の行政改革の進捗状況又は見直しの過程については、速やかに広報紙及びホームページを通じて市民に公表するものとします。

第2部 各論

第1章 第4次行政改革大綱の推進項目

第4次行政改革大綱では、「新たな行政課題に対応し、将来にわたって持続可能な行政運営への転換」を実現するため、次の4つの推進項目に基づき、行政改革を推進していきます。



I 持続可能な財政基盤の確立

1 盤石な財政基盤の構築

平成28年2月に策定した、「匝瑳市財政健全化計画（平成28年度～平成31年度）」の計画期間においては、市税収入、税外収入の確保、受益者負担の適正化など、歳入確保に取り組みました。

また、歳出削減においては、事務事業の見直し、経常的経費の削減、特別会計への繰出や一部事務組合への負担金の抑制等の取組を行いました。

しかし、今後の財政見通しでは、人口減少により市税収入の増加は見込めないこと、また、普通交付税の合併算定替が令和2年度をもって終了することから、一般財源は大きく減少していくものと考えられます。

一方で、歳出では広域ごみ処理施設整備に係る負担金の増、国保匝瑳市民病院の建替えなどの大規模な普通建設事業や、合併特例事業債や臨時財政対策債などの償還に伴う公債費が高止まりしていくこと見込まれます

このことから、新たな行政需要に的確に対応していくために、第2次匝瑳市財政健全化計画（令和2年度～令和5年度）に基づき、将来にわたり持続可能な行政運営を堅持し、歳入に見合った歳出構造を確立し、盤石な財政基盤を築いていくことが必要です。

[取組事項]

- ① 第2次匝瑳市財政健全化計画の推進

2 歳入確保のための取組

市の歳入の根幹となる市税収入を確保するため、引き続き、匝瑳市市税等滞納整理対策本部において策定した匝瑳市市税等徴収計画に基づき、市民負担の公平性確保の観点から、納税に応じない滞納者については適切な滞納処分を行う等、滞納額の削減を図るものとします。

介護保険料、保育所保育料等の税以外の未収金についても各課の連携強化等により収入に努めるものとします。

また、経費の削減には自ずと限界があることから、安定した行政運営を行うため、市単独事業の実施を極力抑制し、可能な限り国庫支出金や県支出金等を有効活用するほか、未利用市有地の売却や受益者負担の原則を徹底し、負担の適正化を積極的に行う等、自主財源の確保に努めるものとします。

[取組事項]

- ① 匝瑳市市税等徴収計画に基づく市税及び国民健康保険税の収納率の向上
- ② 介護保険料、保育所保育料等の債権回収の各課連携強化等による税以外の未収金の収入確保
- ③ 広報紙、ホームページ、循環バス等の広告利用の促進
- ④ ふるさと納税の推進
- ⑤ 未利用市有地の売却・貸付
- ⑥ 遊休資産の活用
- ⑦ 使用料・手数料の見直し
- ⑧ 公の施設の使用料減免基準の見直し
- ⑨ 税収基盤の拡大
- ⑩ 公共施設等における広告収入の確保
- ⑪ 協賛金等の募集による収入確保
- ⑫ クラウドファンディング^(注8)による財源確保

(注8) クラウドファンディング

インターネット上で事業の趣旨や目的を示し、広く不特定多数の者から事業に係る資金提供を呼びかける手法。

3 歳出削減のための取組

持続可能な行政運営を行っていくためには、歳入に見合った歳出構造とする財政基盤を確立することが必要です。

業務における各種経費の削減、建設コスト縮減や効率性の向上に取り組むとともに、事務事業の合理化の観点から、行政の役割、公正性の確保、行政の効率性を重視し、全事務事業についてスクラップアンドビルド^(注9)による見直しに加え、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた配分を行う等、歳出の削減及び合理化に努めるものとします。

また、公益上必要な場合に交付する補助金等について、行政として対応すべき必要性、費用対効果や公費負担の明確化を図るため、定期的な検証・見直しを行うことで、より適正かつ効率的な補助金制度を構築するものとします。

[取組事項]

- ① 行政評価システムによる事務事業の見直し
- ② 枠配分方式による予算編成
- ③ 庁用車の効率的な使用による台数の抑制
- ④ 年間を通じた節電対策
- ⑤ 補助金の適正化
- ⑥ 匝瑳市国民健康保険特別会計の財政健全化
- ⑦ 匝瑳市病院事業の経営健全化
- ⑧ 匝瑳市公共施設等総合管理計画の推進

(注9) スクラップアンドビルド

事務事業の見直し方法の一つ。限られた資源の中で行財政運営を行い、新たな行政需要に対応するために行政の効率化を図りつつ既存事業を常に見直し、不要になった事務事業は廃止するなどの方法で財源を捻出する手法。

Ⅱ 市の役割の再構築

1 市民・市民活動団体等との連携・協働の推進

第2次匠瑳市総合計画基本構想では、基本目標の一つとして「市民と行政が協働し、市民が主役のまちをつくる」ことを掲げています。

多様化する市民ニーズに的確に対応していくためには、市政への積極的な市民の参加や協働によるまちづくりが不可欠であり、この目標を実現するため、市民と行政が共通の目的に向かって様々な取組を行っていくことが重要です。

このため、各種分野における団体や企業等との連携協力を拡大・充実するとともに、地域における自助、共助の意識を高揚し、市民、ボランティア団体、NPO、企業等の民間が公共サービスの担い手となり、行政からだけではなく多元的に公共サービスが提供される体制の構築を目指し、協働によるまちづくりを推進します。

市民等との協働は、市が目指す協働のあり方や推進方法等を明らかにした匠瑳市市民協働指針等に基づき推進するものとし、市民等と行政が様々な媒体や機会を通じて情報を共有し、一体となり共に考え、共に行動する体制の強化に努めるものとします。

[取組事項]

- ① 匠瑳市市民協働指針等による協働の推進
- ② 協働を推進するための行政情報の提供
- ③ 協働を推進するための政策決定過程の公開
- ④ 多様な主体との連携

2 指定管理者制度等による民間活力の活用

公の施設の管理・運営については、多様化する市民ニーズに、より効率的かつ効果的に対応するため、民間のノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上や経費の節減を図ることを目的とした指定管理者制度の積極的な活用が有効であると考えられます。

市では、これまでも、ふれあいパーク八日市場、そうさ観光物産センター匝りの里等の公の施設に指定管理者制度の民間的視点による行政手法を導入する等、行政運営の効率化を図ってきましたが、今後も、効率的な行政運営を推進していくためには、民間的視点を生かし、行政の中に取り入れられるものは導入を図っていく必要があります。

また、行政のみで全ての行政サービスを提供することには限界があるため、行政サービスの提供主体について、行政の責任領域に留意しながら、行政と民間の役割の見直しを行う必要があります。

このため、行政サービスの提供主体について検証し、経費面のみではなく、行政サービスの質及び量の確保と向上を重視し、簡素で効率的な行政運営を実現するために、引き続き、指定管理者制度等の民間活力の活用を進めるものとします。

[取組事項]

- ① 指定管理者制度等による民間活力の活用

Ⅲ 組織機構等の見直し

1 組織機構の見直し

社会経済環境の変化に伴い、複雑・多様化しつつ増大する行政需要や新たな行政課題に的確に対応していくためには、バックキャスト^(注10)の視点による課題解決型行政組織及び市民にわかりやすく効率的な組織体制に向けた見直しや組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要があります。

また、行政のスリム化に対する取組を進める一方で、真に必要な施策を確実に推進していくためには、限られた経営資源の重点配分及び業務を効率的に遂行できる機能的な組織機構の構築が必要です。

このため、組織機構の肥大化を招かないことを原則として、職員数の抑制が公共サービスの低下を招かないように行政需要の変化に対応した行政運営を推進できる簡素で効率的かつ柔軟な組織機構の充実に努めるものとします。

また、附属機関等の設置に当たっては、既存の附属機関等の活用を図ることと、附属機関等の肥大化を招かないよう留意するものとします。

[取組事項]

- ① 行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し
- ② 既存の附属機関等の活用

(注10) バックキャスト

目標となる未来を定めた上で、そこを起点に現在を振り返り、今何をすべきかを考える未来起点の発想法。

2 業務の効率化

将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくためには、各業務の効率化を推進する必要があります。

各種申請等の行政手続は、市民と行政との最も身近な接点の一つであり、サービスの向上及び事務の効率化の観点から、市民の視点に立ち、行政手続の無駄を取り除く等の不断の見直しが必要です。

各種申請書類等の手続きについては、見直しを行うとともに、ICT^(注11)を活用する等、市民の利便性の向上及び事務の効率化に努めます。

また、業務の標準化を推進し、システム運営経費の抑制及び行政事務の効率化を図るとともに、定型業務のRPA^(注12)の導入について検討するものとします。

[取組事項]

- ① 事務事業マニュアルの運用・見直し
- ② ICTを活用した業務の推進
- ③ RPAを活用した業務の推進

(注11) ICT

Information and Communications Technologyの略称。情報通信技術。コンピュータの機能やデータ通信に関する技術に、コンピュータを活用した情報の共有や伝達する方法を含めたもの。

(注12) RPA

Robotic Process Automationの略称。機能学習機能や人工知能等を有するソフトウェア型ロボットが人のパソコン操作を代行、自動化する技術。

IV 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進

1 定員管理及び給与の適正化

(1) 定員管理の適正化

本市では、これまで定員適正化計画に基づき、継続的かつ計画的に定員の適正化を図ってきました。この結果、職員数（病院事業会計の職員数を除く。）は、合併直後の平成18年4月1日現在の379人から平成31年4月1日現在では304人（再任用短時間勤務職員を除く。）となっています。

今後も職員数の適正化を図るためには、引き続き、指定管理者制度や民間委託等を推進しつつ、新たな行政需要や現行のサービス水準を維持するため、令和2年4月1日からの地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う会計年度任用職員制度の創設による会計年度任用職員や再任用職員を適切に活用しながら、新たな定員管理の適正化を推進していく必要があります。

また、今後も、国の制度改正等による行政需要の変化や事務事業の見直し等に合わせ、公共サービスの水準確保に留意しつつ、引き続き、定員の適正な管理を行っていく必要があります。

このため、第4次匝瑳市定員適正化計画を策定し、定員の適正な管理を図るものとします。

[取組事項]

- ① 第4次匝瑳市定員適正化計画の策定及び推進
- ② 会計年度任用職員の活用

(2) 給与の適正化

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）では、地方公務員の給与について、国家公務員の給与に係る措置に準じた措置を通じ、民間給与の水準を的確に反映させるよう努め、給与に関する情報の積極的な公表を行い、手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めるものとしています。

給与については、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて、県や県内他市との均衡に留意し、適正化を図るものとします。

なお、時間外勤務については、人件費の抑制と職員の健康保持、公務効率の確保を図るため、毎週水曜日をノー残業デーとして実施すること等により抑制を進めています。今後も、業務の一層の効率化を図るとともに、所属長による事前命令及び実施内容の確認の徹底、ノー残業デーの実施等により、時間外勤務の抑制に努めます。

また、職務給の原則や均衡の原則に基づく給与の適正化や制度の趣旨を踏まえた諸手当のあり方の検討、地方公務員法に基づく人事評価制度による勤務成績の給与への反映等に引き続き取り組むとともに、会計年度任用職員の給与についても適正化を図るものとします。

[取組事項]

- ① 常勤特別職職員の給与適正化
- ② 一般職職員の給与適正化
- ③ 時間外勤務の抑制
- ④ 非常勤特別職職員の報酬の見直し

2 人材育成の推進

地方分権の進展や市民ニーズの多様化から職員に求められる資質及び能力がさらに専門化・高度化する中、自ら考え判断し、問題解決のために迅速で積極的に行動できる職員が求められています。

また、限られた職員数の中で、複雑多様化する行政課題に対応するためには、職員の能力を十分に引き出すことが必要です。

このため、職員相互のコミュニケーションの向上に努め、O J T^(注13)の定着を図るとともに、人事評価制度を推進し、人材育成と連携した人事管理、女性職員の管理・監督者への登用等、男女を問わず職員の活躍を推進する組織風土の醸成を図るため、新たな人材育成計画を策定するとともに、同計画による総合的な人材育成に努めるものとします。

[取組事項]

- ① 新たな人材育成計画の策定及び推進
- ② 人事評価制度の推進

(注13) O J T

On the Job Trainingの略称。職場研修。一般に、管理監督者が、所属職員に対し、職場における日常の業務を通じて必要な知識、技能、態度等の充実向上を図るために行う研修をいう。

第2章 実施計画

改革項目一覧表

I 持続可能な財政基盤の確立

1 盤石な財政基盤の構築

整理番号	実施項目
1-1-1	第2次匝瑳市財政健全化計画の推進

2 歳入確保のための取組

整理番号	実施項目
1-2-1	匝瑳市市税等徴収計画に基づく市税及び国民健康保険税の収納率の向上
1-2-2	介護保険料、保育所保育料等の債権回収の各課連携強化等による税以外の未収金の収入確保
1-2-3	広報紙、ホームページ、循環バス等の広告利用の促進等
1-2-4	ふるさと納税の推進
1-2-5	未利用市有地の売却・貸付
1-2-6	遊休資産の活用
1-2-7	使用料・手数料の見直し
1-2-8	公の施設の使用料減免基準の見直し
1-2-9	税収基盤の拡大
1-2-10	公共施設等における広告収入の確保
1-2-11	協賛金等の募集による収入確保
1-2-12	クラウドファンディングによる財源確保

3 歳出削減のための取組

整理番号	実施項目
1-3-1	行政評価システムによる事務事業の見直し
1-3-2	枠配分方式による予算編成
1-3-3	庁用車の効率的な使用による台数の抑制
1-3-4	年間を通じた節電対策
1-3-5	補助金の適正化
1-3-6	匝瑳市国民健康保険特別会計の財政健全化
1-3-7	匝瑳市病院事業の経営健全化
1-3-8	匝瑳市公共施設等総合管理計画の推進

Ⅱ 市の役割の再構築

1 市民・市民活動団体等との連携・協働の推進

整理番号	実施項目
2-1-1	匝瑳市市民協働指針等による協働の推進
2-1-2	協働を推進するための行政情報の提供
2-1-3	協働を推進するための政策決定過程の公開
2-1-4	多様な主体との連携

2 指定管理者制度等による民間活力の活用

整理番号	実施項目
2-2-1	指定管理者制度等による民間活力の活用

Ⅲ 組織機構等の見直し

1 組織機構の見直し

整理番号	実施項目
3-1-1	行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し
3-1-2	既存の附属機関等の活用

2 業務の効率化

整理番号	実施項目
3-2-1	事務事業マニュアルの運用・見直し
3-2-2	ICTを活用した業務の推進
3-2-3	RPAを活用した業務の推進

IV 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進

1 定員管理及び給与の適正化

整理番号	実施項目
4-1-1	第4次匝瑳市定員適正化計画の策定及び推進
4-1-2	会計年度任用職員の活用
4-1-3	常勤特別職職員の給与適正化
4-1-4	一般職職員の給与適正化
4-1-5	時間外勤務の抑制
4-1-6	非常勤特別職職員の報酬の見直し

2 人材育成の推進

整理番号	実施項目
4-2-1	新たな人材育成計画の策定及び推進
4-2-2	人事評価制度の推進

個別実施計画

I 持続可能な財政基盤の確立

1 盤石な財政基盤の構築

整理番号	1-1-1	担当課	財政課、各課	
実施項目	第2次匠瑳市財政健全化計画の推進			
実施内容	歳入に見合った歳出構造を確立し、盤石な財政基盤の構築を図るため、第2次匠瑳市財政健全化計画に基づき、財政健全化に向けた取組を推進する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

2 歳入確保のための取組

整理番号	1-2-1	担当課	税務課	
実施項目	匝瑳市市税等徴収計画に基づく市税及び国民健康保険税の収納率の向上			
実施内容	匝瑳市市税等徴収計画に基づき、市税及び国民健康保険税の収納率の向上を図る。 また、ペイジー ^(注14) やクレジット収納等、新たな納付方法について導入を検討する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-2-2	担当課	財政課、市民課、福祉課、学校教育課、各課	
実施項目	介護保険料、保育所保育料等の債権回収の各課連携強化等による税以外の未収金の収入確保			
実施内容	介護保険料、保育所保育料等の未収金の収入確保に向けて、関係課の連携を密にし、情報の共有、徴収の効率化を図る。また、申出による児童手当からの引き去り、計画的な臨戸徴収の実施等、徴収強化に努める。 さらに、休日や夜間に納付窓口を開設し、納付機会の拡大を図る等、納付環境の整備に努める。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

(注14) ペイジー

Pay-easy。税金、公共料金等の支払を金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、パソコン、スマートフォン、現金自動預払機（ATM）等から支払うことができるサービス。

整理番号	1-2-3	担当課	秘書課、環境生活課、各課	
実施項目	広報紙、ホームページ、循環バス等の広告利用の促進			
実施内容	広報紙、ホームページ、循環バス等への広告利用を進めることと併せ、これまでに掲載実績のある広告主に対して働きかけを行うとともに、新規の広告主の獲得を図る。 また、新たな広告媒体の選定等、新たな広告利用について調査する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-2-4	担当課	企画課	
実施項目	ふるさと納税の推進			
実施内容	本市へのふるさと納税寄附金を増加させるため、ホームページやSNS等を活用した広報に努め、寄附金の使途についても明確化する。 また、ふるさと納税寄附者への返礼品について、寄附金の増加に向けて、研究及び充実化を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-2-5	担当課	財政課	
実施項目	未利用市有地の売却・貸付			
実施内容	匝瑳市公共施設等総合管理計画に基づき、事業実施が見込まれない市有地や、施設の統合・廃止に伴い処分が可能となった市有地について売却・貸付を進める。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-2-6	担当課	財政課	
実施項目	遊休資産の活用			
実施内容	統合・廃止に伴い活用されなくなった施設について、普通財産への切替えをし、売却・貸付を進める。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-2-7	担当課	財政課、各課	
実施項目	使用料・手数料の見直し			
実施内容	受益者負担の原則に基づき、施設の管理運営費等、サービスの提供に適した使用料への見直しを行い、受益者負担の適正化を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-2-8	担当課	財政課、各課	
実施項目	公の施設の使用料減免基準の見直し			
実施内容	受益者負担の原則に基づき、各公の施設で異なる使用料の減免基準の見直しを図り、受益者負担の適正化を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-2-9	担当課	企画課、財政課、産業振興課、各課	
実施項目	税収基盤の拡大			
実施内容	各種優遇、支援措置により企業誘致を推進し雇用の場を創出するとともに、若年夫婦やUIJターンの移住・定住に対する支援をより充実させ転入者を増やし、税収の源泉基盤の拡大を推進する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究

整理番号	1-2-10	担当課	財政課、各課	
実施項目	公共施設等における広告収入の確保			
実施内容	公共施設等における企業広告掲示等により広告収入の確保を図るため、ネーミングライツ(公共施設への命名権の付与)等について調査・研究を進める。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究

整理番号	1-2-11	担当課	財政課、各課	
実施項目	協賛金等の募集による収入確保			
実施内容	一般財源のみで実施している各種イベントにおいて、協賛金や協力金を募集し、一般財源の負担を軽減する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	調査・研究	実施	実施	実施

整理番号	1-2-12	担当課	財政課、各課	
実施項目	クラウドファンディングによる財源確保			
実施内容	事務事業の実施に当たり、財源調達の手法として、クラウドファンディングの活用を図るため、計画期間の最終年度である令和5年度までに、クラウドファンディングの手法を導入する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	調査・研究	調査・研究	調査・研究	実施

3 歳出削減のための取組

整理番号	1-3-1	担当課	企画課、各課	
実施項目	行政評価システムによる事務事業の見直し			
実施内容	行政の役割や公平性の確保、効率的な実施等について、多角的な視点により評価しながら、事務事業の見直しを行うとともに、行政評価の結果を予算編成及び行政運営に反映させる。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-3-2	担当課	財政課、各課	
実施項目	枠配分方式による予算編成			
実施内容	全庁が一丸となって積極的な歳入確保や徹底した歳出削減に取組み、歳入に見合った歳出構造とするため、各課等に一定額の予算を配分する枠配分方式による予算編成を行う。 なお、枠配分は原則として経常的経費を中心とした経費とする。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-3-3	担当課	財政課、各課	
実施項目	庁用車の効率的な使用による台数の抑制			
実施内容	各課所属車両を可能な限り財政課に移管し、庁用車の集中管理を促進し、及び効率的な使用を図るとともに、庁用車の使用状況を検証し、保有台数の見直しを図る。 また、更新する際は、環境性能、経済性等に配慮するものとし、庁用車に係る維持管理費を抑制する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-3-4	担当課	財政課、各課	
実施項目	年間を通じた節電対策			
実施内容	本庁、支所、公の施設で実施している節電への取組を継続し、公共施設の電気使用量を極力抑制する。 また、PPS(特定規模電気事業者)等からの電力供給の導入を拡大することと併せ、LEDへの切替え等、省エネ効果に優れた機器等の導入に努める。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-3-5	担当課	財政課、各課	
実施項目	補助金の適正化			
実施内容	市単独事業補助金については必要性や効果を検証するとともに、毎年度、評価をし、補助対象範囲、補助率及び補助単価の見直しを行い、団体運営補助金については収支状況等を勘案し、多額の繰越金等が生じている場合等においては補助金の休止等を行うことで、補助金の適正化を図る。 なお、特殊要因により補助金を増額する場合は、時限措置とする。 また、サンセット方式 ^(注15) を可能な限り適用し、継続・廃止等、検証を行う。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

(注15) サンセット方式

予算や行政組織が肥大化することのないように、予算、事業等に期限を設定し、その期限を過ぎたときに自動的に廃止する方式。

整理番号	1-3-6	担当課	市民課	
実施項目	匝瑳市国民健康保険特別会計の財政健全化			
実施内容	特定健康診査・特定保健指導及び人間ドック助成等の保健事業により医療費の抑制を図るとともに、診療報酬明細書(レセプト)内容点検の充実により医療費の適正化を進め、国民健康保険特別会計の財政健全化を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-3-7	担当課	市民病院	
実施項目	匝瑳市病院事業の経営健全化			
実施内容	国保匝瑳市民病院新改革プラン等に基づき、匝瑳市病院事業の経営健全化を推進し、一般会計からの経営基盤強化補助金を抑制する。 また、経営健全化につなげるため、関係機関との連携・協力等による医師の積極的な確保に努め、患者数の増加を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	1-3-8	担当課	財政課、各課	
実施項目	匝瑳市公共施設等総合管理計画の推進			
実施内容	匝瑳市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の実態や利用状況、維持管理コスト等を考慮しながら、長期的な視点に立ち、更新・統廃合・長寿命化を計画的に行う。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

Ⅱ 市の役割の再構築

1 市民・市民活動団体等との連携・協働の推進

整理番号	2-1-1	担当課	環境生活課、各課	
実施項目	匝瑳市市民協働指針等による協働の推進			
実施内容	匝瑳市市民協働指針等に基づき、地域の活性化や課題の解決へ向けた市民提案型事業の活用のほか、協働に関する事業の紹介や人材育成を促進するための支援等により協働のまちづくりを推進する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	2-1-2	担当課	秘書課、環境生活課、各課	
実施項目	協働を推進するための行政情報の提供			
実施内容	市の現状や取組状況等の行政情報について、広報紙や市ホームページ等によりわかりやすい情報提供を行う。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	2-1-3	担当課	総務課、各課	
実施項目	協働を推進するための政策決定過程の公開			
実施内容	審議会における審議結果等、政策決定過程を市ホームページに公表する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	2-1-4	担当課	環境生活課、各課	
実施項目	多様な主体との連携			
実施内容	地域資源の有効な活用の観点から、市と民間事業者等の多様な主体との連携により、それぞれが持つノウハウを含めた経営資源のネットワーク形成を推進し、市民サービスの向上及び行政運営の効率化を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

2 指定管理者制度等による民間活力の活用

整理番号	2-2-1	担当課	企画課、総務課、財政課、各課	
実施項目	指定管理者制度等による民間活力の活用			
実施内容	事務事業の経費削減・サービス水準向上の観点から、サービス水準・公共性を確保した上で、当該事務事業において指定管理者制度や民間委託の手法により民間活力を活用することで、市民ニーズに対応した良質なサービスの提供及びコスト削減を図るとともに、民間事業者への事業機会の提供及び雇用の創出を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

Ⅲ 組織機構等の見直し

1 組織機構の見直し

整理番号	3-1-1	担当課	総務課	
実施項目	行政需要の変化に対応した効率的な組織機構の見直し			
実施内容	市民ニーズや国の制度改革に柔軟に対応でき、かつ、効率的な行政運営に向け、行政資源(職員、財源等)の効率的な配分を行い、効率的な組織機構の見直しを図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	3-1-2	担当課	総務課、各課	
実施項目	既存の附属機関等の活用			
実施内容	附属機関等の新設等の際には、附属機関等の肥大化を招かないよう、法制度上、既存の附属機関等との兼務等が可能なものについては、兼務等を行い、効率的な附属機関等の設置を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

2 業務の効率化

整理番号	3-2-1	担当課	総務課、各課	
実施項目	事務事業マニュアルの運用・見直し			
実施内容	業務の均質化・効率化及び課内で事務処理に係る情報共有を図るとともに、人事異動等に伴う業務の引き継ぎ時における事務の円滑化及び効率化並びに事務改善を図るため、事務事業マニュアルの運用及び定期的な見直しを行う。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	3-2-2	担当課	企画課、各課	
実施項目	ICTを活用した業務の推進			
実施内容	市民等からの各種申請手続等について、ICTの活用に係る調査・研究を行う。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究

整理番号	3-2-3	担当課	企画課、各課	
実施項目	RPAを活用した業務の推進			
実施内容	定型業務について、RPAの活用に係る調査・研究を行う。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究

IV 定員管理及び給与の適正化・人材育成の推進

1 定員管理及び給与の適正化

整理番号	4-1-1	担当課	総務課	
実施項目	第4次匝瑳市定員適正化計画の策定及び推進			
実施内容	少子高齢化社会の進展、地方分権の推進等による行政需要の変化や事務事業の見直し、民間委託の状況、会計年度任用職員制度への移行等に合わせた定員の適正化を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画策定	実施	実施	実施

整理番号	4-1-2	担当課	総務課、各課	
実施項目	会計年度任用職員の活用			
実施内容	令和2年4月1日からの地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う会計年度任用職員制度の創設による会計年度任用職員を適切に活用しながら、新たな定員管理の適正化を推進する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	4-1-3	担当課	総務課	
実施項目	常勤特別職職員の給与適正化			
実施内容	市長、副市長、教育長の給与について、これまでの成果等を勘案し、必要に応じて減額措置等の実施を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	4-1-4	担当課	総務課	
実施項目	一般職職員の給与適正化			
実施内容	一般職職員の給与について、地方公務員法に基づく人事評価制度による勤務成績の給与への反映等を図るとともに、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて、国家公務員並びに県及び県内他市の一般職職員の給与との均衡等を考慮し、適正化を図る。 また、管理職手当について必要に応じて減額措置等の実施を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	4-1-5	担当課	総務課、各課	
実施項目	時間外勤務の抑制			
実施内容	業務の一層の効率化を図るとともに、時間外勤務予定申請及び所属長による事前命令の徹底、ノー残業デーの実施等により時間外勤務の抑制を図り、職員の健康保持、公務能率の確保及び人件費の抑制を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

整理番号	4-1-6	担当課	総務課	
実施項目	非常勤特別職職員の報酬の見直し			
実施内容	行政委員会、附属機関の委員等である非常勤特別職職員の会議の開催時間等に応じた報酬額を設定する等により、報酬の見直しを図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

2 人材育成の推進

整理番号	4-2-1	担当課	総務課	
実施項目	新たな人材育成計画の策定及び推進			
実施内容	新たな人材育成計画を策定し、同計画に基づき、自己申告制度の拡充、庁内公募制の導入、女性職員の登用等、人材育成と連携した人事管理を行うほか、各種職員研修の充実及び研修に参加しやすい職場環境づくりを図るとともに、OJTや自己啓発に向けた自主的な取組を促進する。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	計画策定・実施	実施	実施	実施

整理番号	4-2-2	担当課	総務課	
実施項目	人事評価制度の推進			
実施内容	任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価として、人事評価制度を推進し、職員の能力・実績に基づく人事管理の徹底及び組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図る。			
年次計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実施	実施	実施	実施

